

◎新潟県告示第679号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	阿賀野市姥ヶ橋669番地	阿賀野市デイサービスセンター第2わかばの里	阿賀野市稲荷町11番10号	認知症対応型通所介護	H24.3.31
社会福祉法人阿賀野市社会福祉協議会	阿賀野市姥ヶ橋669番地	阿賀野市デイサービスセンター第2わかばの里	阿賀野市稲荷町11番10号	介護予防認知症対応型通所介護	H24.3.31
新潟部品株式会社	長岡市北荷頃78番地3	介護センターあゆみ	阿賀野市福永2027	通所介護	H24.3.31
新潟部品株式会社	長岡市北荷頃78番地3	介護センターあゆみ	阿賀野市福永2027	介護予防通所介護	H24.3.31